【規程番号　神女大短Ⅱ－002】

神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学又は神戸女子短期大学に置かれる部局長の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（範　囲）

第２条　この規程に定める部局長とは、文学部長、教育学部長、健康福祉学部長、家政学部長、看護学部長、心理学部長、短期大学部長、文学研究科長、家政学研究科長、健康栄養学研究科長、看護学研究科長、心理学研究科長、学術研究推進部長、国際交流推進部長、教務部長、全学共通教育部長、学生部長及び図書館長をいう。

（任　務）

第３条　部局長は、学長の命を受け、それぞれに与えられた校務をつかさどる。

２　部局長は、自ら執行した校務結果等について学長に報告するものとする。なお、報告を受けた学長は、必要に応じて副学長又は部局長と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第４条　部局長は、人格が高潔で、学識に優れた者のうちから、学長が部局長等会議の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第５条　学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に部局長の選考を行う。

(1) 部局長を新任するとき。

(2) 部局長の任期が満了するとき。

(3) 部局長の辞任の申出を学長が承認したとき。

(4) 部局長が欠員になったとき。

（任期等）

第６条　部局長の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条第３号又は４号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（授業等の担当）

第７条　第３条に定める任務の適切かつ効果的な遂行のため、部局長が担当する授業等については、別に定める。

（補　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、学部長等の選考に関して必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学部局長規程、神戸女子短期大学部長規程及び神戸女子短期大学教学組織規程に定める部長規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。